

共同募金 運動

「赤い羽根共同募金」 「地域歳末たすけあい募金」が始まります

今年も10月1日から共同募金運動が全国一斉に始まります。皆さまの温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

募金は、強制ではありません。皆さまの善意のご協力をお願い申し上げます。

募金の使いみち

皆さまから集まった募金で、松伏町社協では、下記の事業を実施しています。皆さまのご協力をお願い申し上げます。



- ①ひとり暮らし高齢者歳末激励事業
- ②歳末たすけあい援護金事業
- ③歳末大掃除事業
- ④ひとり親家庭図書カード配布事業
- ⑤新生児絵本配布事業
- ⑥あったかギフト事業（生活困窮世帯の方）
- ⑦災害対策事業
- ⑧紙おむつ配布事業
- ⑨まつぶし社協だよりの発行



※その他、埼玉県内の社会福祉施設や災害支援活動等に配分されます。

歳末たすけあい事業の申請受け付けが始まります

申請期間：令和5年9月20日（水）～令和5年10月10日（火）
午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

申請方法：松伏町社会福祉協議会（ふれあいセンター2階）に直接お越しいただき、申請書にご記入ください。

お越しいただくことができない場合は、担当地区の民生委員さんへご相談いただくか、郵送による申請も受け付けておりますので、ご連絡ください。



連絡先：991-2700・2701

注意

※この事業を申請し利用するには、歳末たすけあい運動援護金検討委員会の審査がありますので、必ずしも利用できるとは限りません。

※P3の1. 歳末たすけあい援護金事業の審査を行い、援助が決定した方は、歳末たすけあい援護金事業が優先されるため、P3の2～4の事業を重複して利用することはできません。

